

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月28日

【会社名】 黒田電気株式会社

【英訳名】 KURODA ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 金子 孝

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役兼執行役専務管理統括 黒田 信行

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区木川東4丁目11番3号

【縦覧に供する場所】 黒田電気株式会社 東京本社
(東京都品川区南大井5丁目17番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役兼代表執行役社長金子孝及び取締役兼執行役専務管理統括黒田信行は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社取締役兼代表執行役社長金子孝及び取締役兼執行役専務管理統括黒田信行は、平成23年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価にあたり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。なお、当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価については、当該連結子会社の事業年度の末日における評価を実施いたしました。

評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲といたしました。なお、連結子会社17社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社は、「第76期内部統制基本計画書」（平成22年6月25日取締役会報告）に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

また、当該評価範囲の重要な事業拠点を選定する際は、連結売上高の概ね2 / 3以上の割合等を基準として選定し、3事業拠点を重要な事業拠点といたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループにおける企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。その評価方法は、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を個別に評価いたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社取締役兼代表執行役社長金子孝及び取締役兼執行役専務管理統括黒田信行は、平成23年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。